

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 5月20日
【会社名】	AIフュージョンキャピタルグループ株式会社（注） 1
【英訳名】	AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.（注） 1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 大輔（注） 1
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート （注） 1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 財務経理部長 西田 賢一郎
【最寄りの連絡場所】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
【電話番号】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 075-257-2511
【事務連絡者氏名】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 財務経理部長 西田 賢一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	4,545百万円（注） 2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- （注） 1 本届出書提出日現在において、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2024年10月 1 日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。
- 2 本届出書提出日現在において未確定であるため、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の2024年 3 月 31 日における株主資本の額（簿価）を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,902,600株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2024年5月14日に開催されたフューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下「フューチャーベンチャーキャピタル」といいます。）の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び2024年6月20日開催予定のフューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

2 2024年3月31日時点におけるフューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数8,902,600株に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、フューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、フューチャーベンチャーキャピタルが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、フューチャーベンチャーキャピタルは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

3 フューチャーベンチャーキャピタルは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることといたします。(注) 1、2

(注) 1 普通株式は、本株式移転により、当社がフューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるフューチャーベンチャーキャピタルの株主に対し、フューチャーベンチャーキャピタルの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。フューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日現在における株主資本の額（簿価）は4,545百万円であり、発行価額の総額のうち100百万円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第67号、第208条）により2024年10月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（同規程施行規則第219条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3【募集の条件】

（１）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

①【申込取扱場所】

該当事項はありません。

②【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

（２）【手取金の使途】

該当事項はありません。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所スタンダード市場への上場について

当社は、前記「第１ 募集要項」における新規発行株式である当社の普通株式について、前記「第１ 募集要項
2 募集の方法」（注）2 記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定して
おります。

第３【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(1) 単独株式移転による持株会社体制への移行の目的

フューチャーベンチャーキャピタルは、2023年11月30日に発表しました「新中期経営計画（フューチャービジョン2027）」の目標達成に向けて、地方創生ファンド、CVCファンド、テーマ型ファンドの拡大を継続しつつ、さらに地域企業等のM&A、成長が見込まれるスタートアップへの直接投資について注力して参ります。

その上で、M&Aや直接投資をフューチャーベンチャーキャピタル従来のファンド運営とは切り分けるために、新たに持株会社を設立し、ファンド運営を担う事業会社及び買収する事業会社らをそれぞれ子会社として保有する持株会社体制への移行が最適であると考えております。

今般の持株会社体制への移行につきましては、広く地方創生ファンドの運営で築いた金融機関との連携のもとにファンドの運営やその投資先企業とのシナジー効果が得られる企業をターゲットとして後継者不足の企業のM&Aや自己資本投資を行う上で、それぞれの事業会社が独立した経営を行うためにも持株会社として統合的に経営を行うことが適切であると判断したものであります。

地域金融機関とは、地方創生ファンドを通じて地域活性化に寄与しつつ、並行して事業承継案件のM&Aやスタートアップへの直接投資を通じて、関係性を戦略的に深化させて参ります。また、外部資金を用いたファンド形態での投資活動においては、ファンドの存続期間等に応じて投資により取得した持分を一定期間で売却し外部資金を償還することが必要となりますが、フューチャーベンチャーキャピタルが内部留保資金等の自己資金を用いて投資活動を行うことにより、投資により取得した持分の売却を前提としない投資活動が可能となります。さらには、各事業会社の財務状況を明確に分離することで経営の透明性が向上するため、より正確な情報に基づき経営判断が行える「経営の透明性の向上」に資することが可能となり、また、各事業会社に専門的な人材を配置することにより、事業会社の専門性の向上にも寄与するものと考えております。

このような事業戦略の下、M&Aや直接投資については、これをフューチャーベンチャーキャピタルの従前からの地方創生ファンド運営とは切り分け、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、これらのセグメント毎の採算及び事業責任の明確化のほか、さらなるガバナンスの強化を図ることが必要不可欠と考えております。そのため、フューチャーベンチャーキャピタルの完全親会社として新たに持株会社「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社」を設立し、持株会社の傘下において、地方創生・CVCファンド運営を担う事業会社

（フューチャーベンチャーキャピタルを含みます。）及び中長期保有の目的で今後継続的に投資・買収する事業会社らをそれぞれ子会社として保有する持株会社体制への移行が最適であると考えております。

なお、本株式移転に伴い、フューチャーベンチャーキャピタル株式は上場廃止となりますが、新たに設立する持株会社の株式について東京証券取引所のスタンダード市場への新規上場を申請する予定です。上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2024年10月1日を予定しております。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

① 提出会社の企業集団の概要

a. 提出会社の概要

(1) 商号	AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (英文名: AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.)		
(2) 所在地	東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート		
(3) 代表者及び役員 就任予定者 (注)	代表取締役社長	澤田 大輔	フューチャーベンチャーキャピタル代表取締役会長兼社長
	取締役	金 一寿	フューチャーベンチャーキャピタル取締役
	取締役	久保 隆	フューチャーベンチャーキャピタル取締役
	取締役	加来 武宜	フューチャーベンチャーキャピタル取締役
	取締役監査等委員	松本 高一	フューチャーベンチャーキャピタル取締役監査等委員
	取締役監査等委員	砂田 有史	フューチャーベンチャーキャピタル取締役監査等委員
	取締役監査等委員	蒲生 武志	フューチャーベンチャーキャピタル取締役監査等委員
(4) 事業の内容	グループ会社等の経営管理、投資業務及びそれらに付帯又は関連する業務等		
(5) 資本金	10,000万円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産（連結）	未定		
(8) 総資産（連結）	未定		

(注) 代表者及び役員就任予定者は、全員、当社の設立後もフューチャーベンチャーキャピタルの代表者及び役員を兼任する予定であります。

b. 提出会社の企業集団の概要

フューチャーベンチャーキャピタルは、2024年6月20日開催予定の定時株主総会における承認を前提として、2024年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社とフューチャーベンチャーキャピタルの状況は以下のとおりとなる予定であります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) フューチャーベ ンチャーキャピ タル(株)	京都市中京区	100	投資事業ほか	100.0	7	未定	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 資本金は最近事業年度末時点（2024年3月31日現在）のものであります。
- 2 フューチャーベンチャーキャピタルは有価証券報告書を提出しております。
- 3 フューチャーベンチャーキャピタルは特定子会社に該当する予定であります。
- 4 フューチャーベンチャーキャピタルは本株式移転に伴う当社設立日（2024年10月1日）をもって当社の株式移転完全子会社となり2024年9月27日をもって上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、フューチャーベンチャーキャピタルは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日時点の関係会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の内容	出資割合 又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) FVCグロース二号投資事業有限責任組合 (注) 2、4、5	京都市中京区	950	ベンチャーキャピタル事業	52.6	—
FVC Tohoku (株)	岩手県盛岡市	10	ベンチャーキャピタル事業	100.0	—
(持分法適用関連会社) もりおか起業投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	100	ベンチャーキャピタル事業	10.0 (10.0)	—
投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド 2013 (注) 2、5	京都市中京区	400	ベンチャーキャピタル事業	5.0	—
投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド 2014 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
おおさか創業投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
こうべしんきん地域再興ファンド投資事業有限責任 組合 (注) 2、5	京都市中京区	50	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
秋田元気創生ファンド投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	200	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
フェニックス投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	260	ベンチャーキャピタル事業	3.8	—
ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	154	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
こうべしんきんステップアップ投資事業有限責任組 合 (注) 2、5	京都市中京区	188	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	270	ベンチャーキャピタル事業	0.6	—
イノベーション創出投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
おおさか社会課題解決投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
トマト創業支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
かんしん未来第2号投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
あなぶきスタートアップ支援投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
えひめ地域活性化投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	3.3	—
びわこ・みらい活性化投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	100	ベンチャーキャピタル事業	5.0	—
秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	210	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
しらうめ第1号投資事業有限責任組合 (注) 5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
日高見の国地域振興投資事業有限責任組合 (注) 5、6	岩手県盛岡市	100	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
KOBEスタートアップ育成1号ファンド投資事業 有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ウィルグループHRTech2号投資事業有限責任組合 (注) 2、5	京都市中京区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組合 (注) 5、7、8	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の内容	出資割合 (%)	関係内容
SUWASHIN地域応援ファンド1号投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	701	ベンチャーキャピタル事業	0.1	—
おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
東日本銀行地域企業活性化投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	600	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ロボットものづくりスタートアップ支援投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	2,600	ベンチャーキャピタル事業	3.8	—
京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	330	ベンチャーキャピタル事業	1.5	—
ほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020（注）2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
京都市スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	260	ベンチャーキャピタル事業	3.8	—
もりおかSDGs投資事業有限責任組合（注）5、6	岩手県盛岡市	199	ベンチャーキャピタル事業	1.5 (1.5)	—
磐城国地域振興第2号投資事業有限責任組合（注）5、6	岩手県盛岡市	1,000	ベンチャーキャピタル事業	0.3 (0.3)	—
おおさか創業2号投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
おおさか社会課題解決2号投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
信州スタートアップ・承継支援投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	707	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
かごしまスタートアップ支援投資事業有限責任組合（注）5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	0.0	—
ふくしまメディカルヒルズ投資事業有限責任組合（注）5、6	岩手県盛岡市	300	ベンチャーキャピタル事業	0.3 (0.3)	—
あすかイノベーション投資事業有限責任組合（注）2、5	京都市中京区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
（その他の関係会社） （株）DSG1	名古屋市中村区	10	投資・M&A事業、不動産事業、デザイン事業	被所有 21.50	—

（注）1 出資割合の（内書）内は、間接所有割合で内数であります。

2 フューチャーベンチャーキャピタルは、無限責任組合員として出資しております。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 特定子会社であります。

5 出資金総額は、コミットメント総額であります。

6 子会社であるFVC Tohoku（株）が無限責任組合員として出資しております。

7 フューチャーベンチャーキャピタルは、他社と共同で無限責任組合員として出資しております。

8 FVC Tohoku（株）は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高 71百万円

(2) 経常利益 5百万円

(3) 当期純利益 1百万円

(4) 純資産額 24百万円

(5) 総資産額 53百万円

② 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

a. 資本関係

本株式移転により、フューチャーベンチャーキャピタルは当社の完全子会社になる予定であります。前記

「① 提出会社の企業集団の概要 b. 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

b. 役員の兼任関係

当社の代表者及び役員就任予定者は、全員、フューチャーベンチャーキャピタルの代表者及び役員を兼任する予定であります。前記「① 提出会社の企業集団の概要 b. 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

c. 取引関係

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルと関係会社の取引関係は、前記「① 提出会社の企業集団の概要 b. 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 株式移転計画の内容の概要

フューチャーベンチャーキャピタルは、同社の2024年6月20日に開催予定の定時株主総会による承認を条件として、2024年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、フューチャーベンチャーキャピタルを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、2024年5月14日開催のフューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるフューチャーベンチャーキャピタルの株主名簿に記載又は記録されたフューチャーベンチャーキャピタルの株主に対し、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2024年6月20日開催予定のフューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
持株会社の目的は、別紙「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社定款」第2条の記載のとおりとする。
 - (2) 商号
持株会社の商号は、「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社」とし、英文では、「AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
持株会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区紀尾井町4番1号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
持株会社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社定款」記載のとおりとする。

第2条（持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役	澤田 大輔
取締役	金 一寿
取締役（社外取締役）	久保 隆
取締役（社外取締役）	加來 武宜
2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役（社外取締役）	松本 高一
取締役（社外取締役）	砂田 有史
取締役（社外取締役）	蒲生 武志
3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
HLB Meisei 有限責任監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（持株会社の資本金及び準備金に関する事項）

持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

資本金の額

100,000,000円

資本準備金の額

持株会社の設立時における資本準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い当会社が別途定める。

利益準備金の額

0円

第5条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、2024年10月1日とする。

但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条（本計画承認株主総会）

当社は、2024年6月20日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（株式上場）

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所のスタンダード市場への上場を予定する。

第8条（株主名簿管理人）

持株会社の設立時における株主名簿管理人は、株式会社アイ・アールジャパンとする。

第9条（事情変更）

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、(i)当社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)持株会社の普通株式の東京証券取引所のスタンダード市場への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合、又は(iii)前条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2024年5月14日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

代表取締役会長兼社長 澤田 大輔

別紙

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社と称し、英文では、AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理し、その経営の支援・指導を行うことを目的とする。

1. ベンチャー企業に対する投資
2. 有価証券の取得及び保有
3. 投資事業組合財産の管理及び運用
4. 会社の合併及び技術・販売・製造・企画等の業務提携の仲介
5. 経営コンサルタント業
6. 投資助言・代理業
7. 金融業
8. 生命保険の募集及び損害保険代理業
9. セミナー、講演会の企画、運営及び講師派遣
10. 企業の人事、総務、経理事務の受託及びこれらのコンサルタント業務
11. 不動産賃貸業
12. 広告業及び広告代理業
13. 前各号に附帯又は関連する一切の事業及び投資

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置くものとする。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）

第9条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役がこれを定める。

（株式取扱規則）

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条 当社の監査等委員である取締役を除く取締役は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（代表取締役及び役付取締役）

第27条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（取締役会規則）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役会の議事録）

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2. 第26条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

（取締役の責任免除）

- 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）

- 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

- 第34条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

（会計監査人の任期）

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

- 第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

- 第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

- 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。

（中間配当）

- 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

- 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払配当財産には利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 第37条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2025年3月31日までとする。

（設立時代代表取締役）

第2条 当会社の設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代代表取締役 澤田 大輔

（最初の取締役の報酬等）

第3条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内）とする。

2. 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額24百万円以内とする。

（附則の削除）

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

4【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 (株式移転設立完全親会社)	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、フューチャーベンチャーキャピタルの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株であります。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式8,902,600株（予定）

上記新株式数は、2024年3月31日時点におけるフューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、フューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、フューチャーベンチャーキャピタルが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、フューチャーベンチャーキャピタルは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

3 単元未満株式の取扱いについて

単元未満株式の当社の株式の割当てを受けるフューチャーベンチャーキャピタルの株主につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、フューチャーベンチャーキャピタル単独による株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転直前のフューチャーベンチャーキャピタルの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、フューチャーベンチャーキャピタルの株主の皆様にも不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の保有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

(3) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

フューチャーベンチャーキャピタルは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

5【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

該当事項はありません。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主が、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式につき、フューチャーベンチャーキャピタルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年6月20日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフューチャーベンチャーキャピタルに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、フューチャーベンチャーキャピタルが、上記定時株主総会の決議の日（2024年6月20日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主による議決権の行使の方法としては、2024年6月20日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、フューチャーベンチャーキャピタルの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、フューチャーベンチャーキャピタルに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、フューチャーベンチャーキャピタルに2024年6月19日17時30分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、スマートフォンからの場合、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使ができます。また、パソコンの場合は、議決権行使サイト<http://www.net-vote.com/>にアクセスし、議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードを入力することで議決権行使ができます。いずれの場合も2024年6月19日17時30分までに行使をすることが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、定時株主総会の3日前までに、フューチャーベンチャーキャピタルに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、フューチャーベンチャーキャピタルは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時におけるフューチャーベンチャーキャピタルの株主に割り当てられます。フューチャーベンチャーキャピタルの株主は、自己のフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、フューチャーベンチャーキャピタルが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1号第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りです。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

なお、フューチャーベンチャーキャピタルは本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

② 当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

該当事項はありません。

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、フューチャーベンチャーキャピタルは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、③フューチャーベンチャーキャピタルの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、フューチャーベンチャーキャピタルの本店において2024年6月5日よりそれぞれ備え置く予定であります。

①は、2024年5月14日開催のフューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において承認された株式移転計画であります。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものであります。

③は、フューチャーベンチャーキャピタルの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものであります。

これらの書類は、フューチャーベンチャーキャピタルの営業時間内にフューチャーベンチャーキャピタルの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2024年3月31日（金）	定時株主総会基準日
2024年5月14日（火）	株式移転計画承認取締役会
2024年6月20日（木）（予定）	株式移転計画承認定時株主総会
2024年9月26日（木）（予定）	最終売買日（フューチャーベンチャーキャピタル）
2024年9月27日（金）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（フューチャーベンチャーキャピタル）
2024年10月1日（火）（予定）	当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
2024年10月1日（火）（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主が、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式につき、フューチャーベンチャーキャピタルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年6月20日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフューチャーベンチャーキャピタルに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、フューチャーベンチャーキャピタルが、上記定時株主総会の決議の日（2024年6月20日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるフューチャーベンチャーキャピタルの最近5連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりであります。これらフューチャーベンチャーキャピタルの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

フューチャーベンチャーキャピタルの連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	454	860	546	565	509
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△14	94	165	218	2
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△37	20	143	1,040	1,082
包括利益 (百万円)	△20	92	144	1,040	1,083
純資産額 (百万円)	2,731	2,801	2,749	3,682	4,569
総資産額 (百万円)	3,046	3,199	3,142	4,054	4,929
1株当たり純資産額 (円)	291.85	294.40	308.57	413.14	531.16
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△4.17	2.34	16.15	116.91	122.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	85.3	81.9	87.4	90.7	92.7
自己資本利益率 (%)	—	0.8	5.4	32.4	26.3
株価収益率 (倍)	—	299.73	37.15	8.45	4.52
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△290	277	228	190	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9	△12	△42	399	1,309
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△64	△19	△167	3	△196
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,794	2,040	2,058	2,651	3,758
従業員数 (名)	38	36	32	35	37

- (注) 1 第22期から第25期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 2 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 3 第22期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されたため記載しておりません。
- 4 第22期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されたため記載しておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

2024年5月14日 フューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において、フューチャーベンチャーキャピタルの単独株式移転による持株会社「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2024年6月20日（予定） フューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、フューチャーベンチャーキャピタルがその完全子会社となることについて決議（予定）

2024年10月1日（予定） フューチャーベンチャーキャピタルが単独株式移転の方法により当社を設立（予定）
（予定） 当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場（予定）

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの沿革につきましては、フューチャーベンチャーキャピタルの有価証券報告書（2023年6月23日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年4月30日時点における事業の内容は以下のとおりであります。

フューチャーベンチャーキャピタルグループは、国内各地に事業拠点を置き、ベンチャーキャピタル事業として、ベンチャー企業への投資及び投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員となって投資先の選定及び育成支援を行う他、その活動に付随して生じる収益機会について積極的に取り組んでおります。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成の目的等 (3) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 ① 提出会社の企業集団の概要 b. 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ベンチャーキャピタル事業	37
合計	37

(注) 前連結会計年度末に比べ従業員数が2名増加しております。主な理由は、社内体制強化に伴う採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

労働組合は組織されておませんが、労使関係は円満で特記する事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は2024年10月1日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としグループ会社等の経営管理、投資業務及びそれらに付帯又は関連する業務等を行う予定であります。当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりフューチャーベンチャーキャピタルの完全親会社となるため、当社の設立後はフューチャーベンチャーキャピタルのサステナビリティに関する考え方及び取組を継承する予定であります。

フューチャーベンチャーキャピタルのサステナビリティに関する考え方及び取組については、今後提出される有価証券報告書（2024年6月21日提出予定）に記載される予定ですので、そちらをご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりフューチャーベンチャーキャピタルの完全親会社となるため、当社の設立後はフューチャーベンチャーキャピタルの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。フューチャーベンチャーキャピタルの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてフューチャーベンチャーキャピタルが判断したものであります。

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。

<知名度および信用度リスク>

当社が従事する投資業務においては、投資検討先ならびに金融業界全般における知名度や社会的信用が重要です。当社役職員及び関係者による法令や社会規範に反する行為が発生した場合、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益及び当社のステークホルダーに悪影響を及ぼす恐れがあります。当社は、経営上の重大な知名度及び信用度リスクを特定・評価し、コントロール策によるかかるリスクの低減・制御を図っています。また、企業風土を重んじる人事評価制度を通じ、上場する投資会社に求められる行動規範及び健全なリスクカルチャーの浸透・醸成に努めています。しかしながら、これらの取組みにも関わらず、役職員等の不適切な行為が原因で、市場及び公共の利益等に悪影響を与えた場合、取引先及び金融業界等からの信用失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

<人材確保、育成>

当社の成長力の源泉は、主として投資先企業の成長を支えるとともに各種収益機会を獲得する投資担当者に大きく依存いたします。一方管理部門においても、合理化を進める中で少人数の運営体制を築いており、個別人材への依存度が高い状態にあります。従いまして過度な離職を防止し、能力ある人材を確保できないと、当社の成長、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるとともに、業務運営に支障をきたす恐れがあります。

<ファンド残高の減少>

ファンドの運用成績が芳しくない場合、又は出資者対応が適切に行えなかった場合には、当社が運営するファンドに対する社会的信用及び投資家からの信頼の低下を招き、新規ファンドの設立及び募集が困難になる恐れがあります。また、顧客ニーズを適時適切にとらえた商品設計ができない場合も同様に、新規ファンドの設立及び募集が困難になる恐れがあります。その結果、当社がファンドから受領する管理報酬金額の減少や十分な投資実行が行われないことによる将来の収益の減少により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<M&Aに対するリスクについて>

当社グループは事業拡大及び安定収益の確保を目的として、積極的にM&Aの検討を進めております。M&Aにおいては、対象企業の財務内容や主要事業に関するデューデリジェンスを実施することにより、事前にリスクを把握するように努めておりますが、事業環境の急激な変化や、予期せぬ簿外債務や偶発債務が発生した場合、取引時に想定したシナジー効果が達成されなかった場合並びに対象企業の事業が計画通りに進展せずのれんの減損処理が生じる場合等、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

<法的規制>

当社はファンドの管理運営、プライベート・エクイティ投資を行っており、その活動にあたっては、種々の法的規制（会社法、金融商品取引法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等）を受けることとなります。従いまして、その活動が制限される場合及びこれらの規制との関係で費用が増加する場合があります、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<投資能力の劣化>

投資機会の減少により投資担当者の能力が低下し、又は担当者の離職により投資先との信頼関係が劣化すること等により、ファンドの運用パフォーマンスが悪化すると、ファンドの損益を取り込むことにより当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、運用パフォーマンスの悪化は新規ファンドの設立及び募集を困難にする恐れがあり、そうすると当社がファンドから受領する管理報酬金額の減少や十分な投資実行が行われないことによる将来の収益の減少により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<コンプライアンス>

「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、コンプライアンス体制構築には万全を期した上で業務の合理化を進めてはいるものの、少人数での運営体制になることで牽制機能が弱まり、何らかの不祥事等が生じた場合、その内容によっては当社の信頼が損なわれ、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<投資資金の回収>

当社のファンド運営成績には、ファンドの運営期間中に投資資金を早期に、かつ、どれだけ投資金額を上回って回収できるかということが直接的な影響要因となります。当社の主な投資対象は、株式上場を目指す成長性の高い未上場企業であります。投資先企業が株式上場に至ることなく経営破綻する場合、又は株式上場時期が延期となる場合、さらには、株式上場後に株式売却金額が想定額を大幅に下回る場合等が考えられます。それに伴い、営業投資有価証券の売却損失や投資資金の回収期間の長期化が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<ベンチャーキャピタル業務への偏り>

当社は、いわゆるクラシカルなベンチャーキャピタル業務からイノベーションとリスクマネー供給のためのプラットフォーム会社へと事業モデルの変革に取り組んでいますが、収益の中心は未だクラシカルなベンチャーキャピタル業務であり、経営資源を投資事業組合（以下、「ファンド」といいます。）の管理・運営、投資先企業の選定及び育成支援に集中しております。そのため、当社の業績は日本の経済情勢の変化や株式市場の影響を強く受けることとなり、経済環境の変化に適切に対応できないと、当社の業績及び財政状態が悪化する可能性があります。

<株式市場の下落と新規上場市場の低迷>

当社が株式上場した投資先企業の株式売却によって得られる収益は、株式市場の動向等に大きく影響を受けます。株式市場が下落した場合や新規上場市場が低迷した場合には、保有する上場株式に評価損が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、新規上場銘柄は場合により、ロックアップ契約等によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。その間の価格変動リスクは不可避であり、株価が下落した場合は、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<新型コロナウイルス感染症について>

新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については不確実性が大きく、投資先企業の業績や資金繰りの悪化による損失が発生する可能性があります。その場合、当該投資先企業の有価証券について、投資損失引当金の繰入又は減損損失を計上することになり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<株式の希薄化>

当社は、資金調達又は連携先との関係強化を目的として、今後新株式及び新株予約権等を発行する可能性があることから、これらの発行及び行使により、当社の1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

<投資損失引当金の計上及び減損処理の実施>

当社の投資先企業の多くは、新しいビジネスを営んでいる未上場企業であります。このため、当初想定していたとおりの成長が出来ない場合には、その投資先企業に著しい業績悪化、資金繰り悪化又は破綻の可能性が生じます。その場合、当該投資先企業の有価証券について、投資損失引当金の繰入又は減損損失を計上することになり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<資金の調達>

当社の投資の原資は手元資金により賄われておりますが、今後の既存事業拡大や新規事業構築に伴い、金融機関からの借入や資本市場により資金調達する場合があります。その際、金融市場その他の要因の変動が借入条件に影響を与える場合には、当社の財政状態にも悪影響を及ぼす可能性があります。

<システムリスク>

当社は、会計システムや情報管理システム等により、経理情報や投資先企業の情報等を管理しております。このため、コンピュータウィルス感染やサーバ等への不正アクセス等の防止及びデータ保全のためのバックアップなどの対策を実施しております。しかし、コンピュータウィルス感染や天変地異等により、システムダウンや誤作動等が発生するリスクがあります。また、不正アクセスなどにより、データの改ざんや投資先企業の情報が流出する等の可能性があります。これらの事態が発生した場合、業務遂行に支障をきたす可能性があり、損害賠償や社会的信用の低下等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<情報管理>

当社が保有する取引先の重要な情報及び個人情報の管理について、情報セキュリティ管理規程はじめ各種規程を制定するとともに役職員への周知徹底を行っておりますが、今後、不測の事態によりこれらの情報が漏洩した場合には、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<為替レートの変動>

連結財務諸表の作成時、当社グループの海外における外貨建ての資産・負債を円換算いたしますが、換算時の為替レートによりましては、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。また、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルにおいても特記すべき事項はありません。

なお、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。また、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルにおいても特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

2024年10月1日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

（1）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,902,600	東京証券取引所 （スタンダード市場）	完全議決権株式であり、剰余金の配当等 に関する請求権その他の権利内容に何ら 限定のない、当社における標準となる株 式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数 は100株であります。
計	8,902,600	—	—

（注） 上記は、本株式移転（移転比率1：1）により交付するものであり、2024年3月31日時点におけるフューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数8,902,600株に基づいて算出しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、フューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、フューチャーベンチャーキャピタルが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、フューチャーベンチャーキャピタルは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

（2）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2024年10月1日	8,902,600	8,902,600	100	100	未定	未定

（注） 上記は、本株式移転（移転比率1：1）により交付するものであり、2024年3月31日時点におけるフューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数8,902,600株に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、フューチャーベンチャーキャピタルの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、フューチャーベンチャーキャピタルが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、フューチャーベンチャーキャピタルは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日現在の所有者別状況は、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	3	20	39	16	11	5,492	5,581	－
所有株式数（単元）	－	345	4,218	21,297	1,248	143	61,745	88,996	3,000
所有株式数の割合（％）	－	0.4	4.7	23.9	1.4	0.2	69.4	100.0	－

（注） 自己株式303,230株は、「個人その他」に3,032単元含まれています。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 303,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,596,400	85,964	—
単元未満株式	普通株式 3,000	—	—
発行済株式総数	8,902,600	—	—
総株主の議決権	—	85,964	—

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2024年10月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日現在の自己株式については、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） フューチャーベンチャーキャピタル株式会社	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル	303,230	—	303,230	3.4
計	—	303,230	—	303,230	3.4

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、持続的な株価上昇に重点を置いた株主利益の実現を目指しております。この考えに基づき、事業から得られたキャッシュ・フローは、①成長につながる戦略投資、②株価が不当に割安放置された場合の自社株買いに充当することを基本方針としております。

ただし、株主への直接的な利益還元手段として配当そのものを排除するものではなく、会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当も行うことができる旨定款に定めております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2024年10月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築する予定であります。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルのコーポレート・ガバナンスの状況については、以下のとおりです。

フューチャーベンチャーキャピタルは、中長期的な企業価値の向上に資するため、ＩＲ活動を通じ株主その他の投資家との建設的な対話を行います。

ＩＲ活動は社長が統括し、社内の関係部署と密接に連携しつつ、財務経理部広報担当が窓口となって行います。機関投資家及び個人投資家向けに、年４回、決算説明の概要又は説明用資料をＺｏｏｍでのライブ配信およびフューチャーベンチャーキャピタルＷｅｂサイトで開示します。機関投資家及び個人投資家との個別面談は、合理的な範囲で財務経理部長又は社長が対応します。

フューチャーベンチャーキャピタルＷｅｂサイト等を通じて、ＩＲ関連資料をはじめ、フューチャーベンチャーキャピタルの経営方針、投資活動及び財務状況等に関する情報発信の充実に努めます。また、株主総会招集通知の記載の充実を図り、株主に適時情報を提供します。投資家との対話を通じて得られた意見等は役員に適時フィードバックするとともに、取締役会において報告し今後の経営に活用します。

対話に際しインサイダー情報の社外への漏洩を防ぐため、社内規程を設け適切に管理します。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

就任予定の当社の役員の状況は次のとおりであります。

男性7名 女性一名 （役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する フューチャー ベンチャー キャピタルの 株式数 (2) 割り当てられ る当社の株式 数
代表取締役	澤田 大輔	1976年4月6日生	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1代表取締役（現） 2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル取締役 2023年11月 フューチャーベンチャーキャピタル代表取締 役（現）	(注)2	(1) 500株 (2) 500株
取締役	金 一寿	1977年1月2日生	2005年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2012年4月 金一寿公認会計士事務所及び金一寿税理士事 務所代表（現） 2023年6月 当社取締役（現）	(注)2	(1) 一株 (2) 一株
取締役	久保 隆	1954年11月7日生	1988年4月 大阪弁護士会登録 1988年4月 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） 入所 1994年1月 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） パートナー就任（現） 2023年6月 当社取締役（現）	(注)2	(1) 一株 (2) 一株
取締役	加来 武宜	1981年3月10日生	2006年10月 弁護士法人中央総合法律事務所入所 2009年4月 金融庁検査局総務課金融検査官任官 2011年10月 株式会社ボストン・コンサルティング・グ ループ入社 2014年2月 健康コーポレーション株式会社（現RIZAP グループ株式会社）入社 2016年6月 RIZAPグループ株式会社取締役就任 2016年7月 MRKホールディングス株式会社取締役就任 2017年6月 株式会社ばど取締役就任 2019年2月 株式会社KingMakers設立代表取締役就任 （現）	(注)2	(1) 一株 (2) 一株
取締役 監査等委員	松本 高一	1980年3月26日生	2003年9月 株式会社AGSコンサルティング入社 2006年1月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年8月 株式会社アンビグラム代表取締役社長（現） 2017年9月 株式会社ラバブル・マーケティング・グルー プ社外取締役（現） 2018年6月 澤田ホールディングス株式会社社外取締役 2018年8月 株式会社アッピア代表取締役（現） 2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク社 外監査役（現） 2022年6月 当社取締役（監査等委員）（現）	(注)3	(1) 一株 (2) 一株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する フューチャー ベンチャー キャピタルの 株式数 (2) 割り当てられ る当社の株式 数
取締役 監査等委員	砂田 有史	1977年4月8日生	2005年10月 2013年6月 2014年9月 2015年9月 2016年12月 2018年6月 2019年3月 2019年5月 2021年12月 2023年9月	弁護士登録 グリー株式会社入社 Glossom株式会社取締役就任 株式会社地域経済活性化支援機構入社 株式会社I-ne社外監査役就任 東洋刃物株式会社取締役監査等委員就任 ブイキューブ社外監査役就任 創・佐藤法律事務所パートナー就任（現） マラトンキャピタルパートナーズ株式会社取 締役パートナー就任（現） 当社取締役（監査等委員）（現）	(注)3	(1) 一株 (2) 一株
取締役 監査等委員	蒲生 武志	1973年5月19日生	1997年10月 2013年8月 2022年4月 2023年6月	有限会社あずさ監査法人入所 蒲生武志公認会計士・税理士事務所代表 （現） トラバース監査法人設立代表社員就任 当社取締役	(注)3	(1) 一株 (2) 一株
計						(1) 500株 (2) 500株

(注) 1 取締役 久保隆、取締役 加来武宜、取締役 松本高一、取締役 砂田有史、及び取締役 蒲生武志は、社外取締役であります。

2 取締役の任期は、当社の成立の日から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 取締役（監査等委員）の任期は、当社の成立の日から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、以下のとおりです。

当社は監査等委員を除く取締役4名のうち2名、監査等委員である取締役3名のうち3名の社外取締役を選任しており、現状の体制において十分なガバナンス機能が果たされていると判断しております。なお、当社は社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準及び方針を定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

<社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割>

社外取締役は、外部の目線をもって経営を監視する役割を担うものでありますが、業務に関する知見が十分でない場合においては、コミュニケーションコストが過大に生じ、取締役会運営に支障を生じる恐れがあります。その点、当社の社外取締役は、金融業界又はベンチャー企業を運営若しくは支援する立場で一定の経験を有する方々であり、効率的に関与いただけるものと想定しております。また、それぞれ異なる背景をベースとして、当社の経営を監督又は監査いただけるものと想定しております。

<社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係>

監査等委員である取締役による監査については、「(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。社外取締役による監督については、取締役会内外における監査等委員である取締役、内部監査室、及び会計監査人との意見交換を通じ、内部統制システムの構築・運用を含む業務執行の監督を実施しております。

（３）【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの監査等委員会監査の状況は、以下のとおりであります。

フューチャーベンチャーキャピタルにおける監査等委員会監査は、監査等委員である取締役は３名で、非常勤の社外取締役で構成しております。

監査等委員である取締役は、必要に応じて役職員からの報告、説明等の聴取を行います。フューチャーベンチャーキャピタル内における業務上の重要な意思決定を行う会議に出席する他、本社・事務所への往査など、実効性のある監査に取り組んでおります。また、監査等委員会は、会計監査の適正さを確保するため、会計監査人から法令に基づく会計監査の報告を受け、定期的に協議の機会を設け、意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの内部監査の状況は、以下のとおりであります。

フューチャーベンチャーキャピタルにおける内部監査は、代表取締役が直轄する内部監査室が実施し、内部監査室には当社従業員１名が所属しております。

内部監査室は、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告しております。また、定期的にフューチャーベンチャーキャピタルのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告しております。

内部監査室は、監査計画の策定段階から監査等委員会と連携を取り、内部監査計画を立案し内部統制の整備・構築及び運用状況を定期的に監査するとともに、その状況を取締役会及び監査等委員会に適宜報告してまいります。また、内部監査の結果については、速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、改善提案を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、HLB Meisei 有限責任監査法人を、当社の会計監査人として選任する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（４）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、フューチャーベンチャーキャピタルに準じ、今後策定する予定であります。

なお、取締役の報酬等の額は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額及び報酬等の内容は次のとおりといたします。

- a 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、年額144百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）とします。
- b 監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額24百万円以内とします。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資株式とし、純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

フューチャーベンチャーキャピタルは、持続的成長と企業価値向上のもと、取引先との関係を構築し円滑に事業を推進するため株式を保有しております。保有目的の合理性については、保有株式を個別に検証し取締役会において協議の上、保有の有無を決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	4	6
非上場株式以外の株式	1	2

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	532
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)愛媛銀行	2,000	2,000	当社が管理、運営する投資事業組合を共同して設立しており、企業間取引の安定、強化を目的としております。	無
	2	1		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2024年3月31日までとする予定であります。）
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
買取り及び買増し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載して行います。 （電子公告掲載ホームページアドレス 未定）
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注） 当社は定款により、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定める予定であります。
- (1)

会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月23日近畿財務局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第26期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月14日近畿財務局長に提出

事業年度 第26期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第26期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月9日近畿財務局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2024年5月20日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書

2023年7月10日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書

2023年8月25日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年9月19日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書

2023年11月30日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書

2024年5月14日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2024年5月14日近畿財務局長に提出

④【訂正報告書】

2023年6月14日に提出した臨時報告書（2023年6月13日開催の当社第25回定時株主総会における決議事項の決議）の訂正報告書2023年7月3日近畿財務局長に提出

2023年6月22日に提出した第25期有価証券報告書の訂正報告書及び確認書2023年7月6日近畿財務局長に提出

（2）【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年 3 月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社D S G 1	愛知県名古屋市中村区名駅 5 丁目38-5	1,960,200	22.79
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木 1 丁目6-1	264,251	3.07
清水 優	大阪府吹田市	207,000	2.41
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市中央区	100,000	1.16
小林 励	愛知県名古屋市西区	73,000	0.85
福田 久也	東京都中央区	72,000	0.84
土師 裕二	東京都調布市	60,000	0.70
新川 雅春	兵庫県明石市	54,500	0.63
諸藤 周平	福岡県福岡市早良区	53,000	0.62
渡辺 雅之	長野県北佐久郡	53,000	0.62
計	—	2,896,951	33.69

＜当期連結財務諸表に対する監査報告書＞

当社は、株式移転の手続に基づき2024年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

＜当期財務諸表に対する監査報告書＞

当社は、株式移転の手続に基づき2024年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。